



基発第0514001号

平成15年5月14日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行について

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第88号。以下「改正省令」という。）が、本日公布・施行されたところである。

改正省令の内容等は、下記のとおりであるので、了知の上、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨及び内容

従来、労働保険事務組合から都道府県労働局長あて行うこととされている報奨金交付申請書の提出について、一部の労働保険事務組合に労働基準監督署長を経由して提出することを求めていたところであるが、行政事務の簡素合理化の観点から、当該経由を不要とし、すべての労働保険事務組合が直接都道府県労働局長に提出するものとしたこと。（改正省令による改正後の労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令第2条第1項関係）

2 その他

上記改正に基づき、労働保険事務組合報奨金交付要領（平成14年6月）を改定し、別途通知する予定であること。

○厚生労働省令第八十八号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年五月十四日

厚生労働大臣 坂口 力

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>（報奨金の交付の申請）</p> <p>第二条 労働保険事務組合は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定による報奨金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を七月末日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（第一号から第八号まで 略）</p> <p>（第二項 略）</p>	<p>（報奨金の交付の申請）</p> <p>第二条 労働保険事務組合は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条第一項の規定による報奨金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を七月末日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。ただし、当該労働保険事務組合が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項の規定に係る事業及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十五条第一項の承認に係る団体のみの委託を受けて労働保険事務を処理するものであるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>（第一号から第八号まで 略）</p> <p>（第二項 略）</p>